

## 「世界遺産吉野」を知る・見る・学ぶ体験コンテンツ造成販売事業支援業務仕様書

### 1. 委託業務名称

「世界遺産吉野」を知る・見る・学ぶ体験コンテンツ造成販売事業支援業務（以下「委託業務」という。）

### 2. 目的

一般社団法人吉野ビジターズビューロー（以下、「当社」という。）がマネジメントエリアとしている吉野町は、大阪市、京都市などの都市圏から 2 時間前後でアクセスでき、コロナ禍で新しい生活様式の浸透により「密にならない」「自然が豊か」「癒しと再生の地」などのイメージが強みとなり、令和 4 年 4 月には、首都圏、中部圏及び近畿圏を中心に宿泊を伴う来訪者が回復傾向にある。

本事業は、国内のターゲットを都市部（首都圏、中部圏、近畿圏）の旅慣れた「夫婦・男女ペア」や「一人旅」とし、国内旅行者の誘客をさらに加速させるとともに、今後、海外からの入国規制の緩和等が期待される中、インバウンドの早期獲得を実現していくため、海外のターゲットを米仏豪の「Educated Traveler」として、当社、当社の正会員及び賛助会員（以下、「会員」という。）とともに来訪目的になり得る体験型・滞在型コンテンツ及び旅行商品を造成し、流通及び販売に至るまで専門的な知見を有する専門家（以下、「専門家」という。）による伴走型指導や体験プログラムの受入人材の養成などを行うことで、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている会員の反転攻勢を促進するとともに、地域資源の高付加価値化を推進することを目的とする。

### 3. 委託業務期間

契約締結の日から令和 5 年 2 月 28 日（火）まで

### 4. 委託限度額

7,865,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5. 委託業務の内容

下記業務の項目ごとに委託者が求める要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案をもとに協議の上、決定するものとする。ただし、業務内容に変更があっても、委託上限額は変更しないものとする。

#### (1) 体験型・滞在型コンテンツ及び旅行商品の企画開発

##### ① 体験型・滞在型コンテンツ及び旅行商品の企画開発

令和 3 年度に会員が造成した体験コンテンツについて、専門家の指導のもと、ターゲット層に刺さる体験型・滞在型コンテンツ及び旅行商品として磨き上げを行う。造成した体

験型・滞在型コンテンツ及び旅行商品は、早期に OTA 等で販売を行い、販売状況を見ながら流通・販売に向けて商品のブラッシュアップを行うこと。

- ・磨き上げを行う体験型・滞在型コンテンツは5施設5個程度を想定し、そのうち2個は宿泊施設と連携した宿泊を伴う旅行商品を造成すること。
- ・招聘する専門家は、下記の専門性を有していることを条件とし、国内専門家1名、外国人専門家1名とする。

#### 【国内専門家】

データマーケティングに基づいた体験コンテンツの造成実績を有し、特に30代～50代の都市部在住者をターゲットにした旅行商品の開発、流通及び販売に至るまでを手掛けた実績を有するもの。

#### 【外国人専門家】

将来のインバウンド獲得に向け、旅行会社等において Educated Traveler をターゲットにしたプラン設計等の経験を有するもの。

- ・招聘する専門家の派遣回数は、5施設に各4回の計20回程度を想定。
- ・ターゲット市場にとっての「魅力」、あるいは「課題」を把握し、会員に商品化に向けて体験型・滞在型コンテンツ及び旅行商品の磨き上げや改善についての助言、指導を行うこと。
- ・競合する他地域の旅行商品を把握し、差別化に関する助言、指導を行うこと。

## ② モニターツアーによる検証

上記①で造成したコンテンツと宿泊施設を連携させたツアーを企画し、課題抽出のためのモニターツアーを造成、催行すること。モニターツアー参加者へのアンケート調査等による結果分析と本格販売に向けた改善点の洗い出しを行い、当社及び対象会員へフィードバックすること。

- ・モニターツアーは、国内ターゲットを想定したツアー1本、海外ターゲット向けのコンテンツを含むツアー1本の計2本を造成することとし、各1回モニターツアーを実施することとする。
- ・モニターツアーに招聘するものは、旅行会社及び旅行コンサルタント等の専門家5名程度を想定し、海外ターゲット向けのコンテンツを含むツアーについては外国人専門人材1名を含むものとする。
- ・モニターツアーは1泊2日を想定する。

## (2) 受入人材の養成

### ①体験型プログラム等のガイド育成

体験型・滞在型コンテンツ等のガイド育成を目的として研修を実施する。ガイド自身が令和3年度に造成した体験型・滞在型コンテンツについてガイド研修を受け、訪日外国人

の受入を視野に入れた磨き上げを実施する。吉野町に歴史文化、自然環境等が近い条件であり、かつ訪日外国人向けのガイドツアーを行うなど活発に活動している先進地訪問を行い、実地研修を行う。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況を見極め、感染拡大状況にある時は、先進地のガイド及び講師を招聘し、ガイド研修を行うこととして差し支えない。

- ・研修参加者は10名程度を想定し、研修期間は1泊2日を想定する。

## ②地域事業者のスキルアップのためのセミナー実施

国内及び米仏豪の観光客がGoogleマップ検索で観光スポットや飲食店などのコンテンツを探すが多いが、吉野町ではその対応が進んでいない現状を鑑み、今回造成した体験型・滞在型コンテンツ及び旅行商品の内容と予約導線をGoogleの店舗情報に追加し、観光客が現地で容易に検索できるよう、Googleビジネスプロフィール(旧Googleマイビジネス)の活用術講座を実施する。講座終了後、Google活用アドバイザーを設置し、各受入事業者のGoogle登録についてのフォロー、アドバイスなどの伴走支援を行う。

- ・講座参加者は10名程度を想定し、リアル及びオンラインのハイブリットにより2回実施を想定する。
- ・Google登録についてのフォロー、アドバイスは1回(1泊2日)を想定する。

## (3) 体験型・滞在型コンテンツ及び旅行商品の流通販売支援

### ①OTAでの販売支援

本事業により造成した体験型・滞在型コンテンツ及び旅行商品について、OTAで販売するため、OTAへの掲載内容について助言等を行う。掲載を予定しているOTAは、当社が既に掲載実績がある下記サイトを想定する。

- ・掲載予定OTA(カッコ内運営事業者)
  1. じゃらん遊び・体験予約サイト(株式会社リクルート)
  2. Japan Wonder Travel(株式会社ノットワールド)

### ②旅行商品流通環境整備

OTAサイト内での予約導線を強化させ、OTAを体験型・滞在型コンテンツ及び旅行商品の販路として確固たるものとするべく特集ページを制作し、下記の期間OTAサイト内に掲載することとする。また、当社の自主財源確保の観点から、OTAとシステム連携した当社予約サイトにおいても体験型・滞在型コンテンツ及び旅行商品を販売するため、当社サイトのランディングページを制作する。

- ・掲載期間 令和4年9月～令和5年2月末(予定)
- ・特集ページについて、売れ筋や季節等を考慮し、掲載期間中に掲載内容を1回修正することを想定する。

#### (4) 成果のとりまとめ

本事業で得られた知見やノウハウなどを取りまとめ、対象会員以外の会員が自主的に観光資源やコンテンツの磨き上げに取り組める様に手順や留意点を説明した報告書を提出すること。

#### (5) その他事業を遂行するために必要な業務

### 6. 成果品の納品及び委託金の支払い等

#### (1) 成果品の納品

受託者は、本業務における成果品として以下のものを納品する。

- ① 業務報告書（下記②、③及び④の内容を含む） 3部
- ② 体験型・滞在型コンテンツ及び旅行商品タリフ
- ③ モニターツアー・レポート
- ④ OTA サイトでの販売実績レポート
- ⑤ 上記①～③の電子データ（DVD-R等） 1式

完成原稿はPDF、編集可能なデータはWord・Excel・Power Pointとする。

#### (2) 権利関係

- ① 本業務における成果品及び業務作成上の資料の著作権については、委託者に帰属するものとし、指定する時期に速やかに引き渡すものとする。
- ② 受注者は、本業務における成果品及び業務作成上の資料等に文献その他の資料を引用する場合、その出典を明記するものとする。
- ③ 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は、本業務の中で受託者が行うこととする。
- ④ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担により対応するものとする。

#### (3) 完了検査

- ① 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書で指定した成果品及び成果品納品書を提出し、当社の検査を受けるものとする。
- ② 受託者は、検査の承認（合格）をもって業務の完了とする。なお、成果品に不備等があり検査が不合格となった場合は、受託者は速やかにこれを修正すること。

(4) 委託金の支払い

- ① 受託者は、検査の承認（合格）をもって業務が完了したときは、速やかに委託金の請求書を委託者に提出するものとする。
- ② 委託者は、受託者から委託金請求書を受領したときは、速やかにこれを支払うものとする。

(5) 留意事項

- ① 当社は本業務を円滑に遂行するため、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ② 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当社の承諾を得た場合は、この限りでない。
- ③ 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ④ 委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- ⑤ 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- ⑥ 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- ⑦ 委託業務に係る成果物の著作権は当社に帰属するものとする。
- ⑧ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。